

望ましい規模の区立中学校の実現を目指して

- 全体方針 及び 統合の具体策 -

(改定)

平成 24 年 3 月

目黒区教育委員会

目 次

区立中学校の統合方針の改定にあたって 1
1 区立中学校統合の取り組みの経緯 1
2 区立中学校の現状 1
3 区立中学校の適正規模化の必要性 2
4 統合にあたっての基本的な考え方 3
(1) 従来の統合方針を継承する主な内容 3
(2) 新たに変更・追加する主な内容 3
5 統合にあたっての留意事項 3
第1 望ましい規模の区立中学校の実現に向けた全体方針 5
1 望ましい学校規模について 5
(1) 望ましい学校規模の考え方 5
(2) 望ましい学校規模と想定学校数 5
2 望ましい学校規模の実現方法について 7
3 今後の統合の実施について 7
4 統合によって新設する中学校について 7
(1) 新設中学校の学校づくりの進め方 7
(2) 新設中学校の学校像 7
(3) 新設中学校の位置 7
(4) 新設中学校の通学区域 8
(5) 新設中学校の校地 8
(6) 新設中学校の施設整備 8
(7) 新設中学校の校名 8

第2 東部・中央地区の統合の具体策 9
1 具体的な統合策 9
2 新設中学校の目指すもの 9
3 統合移行期間中の留意事項 9
4 新設中学校の実現に向けたスケジュール 10
(表) 今後のスケジュール 10
第3 南部・西部地区の統合の方向性 12
1 具体的な統合策 12
2 南部・西部地区の統合に向けたスケジュール 12
(表) 今後のスケジュール 12
別紙	
第三中学校と第四中学校の統合に関する考え方	

区立中学校の統合方針の改定にあたって

1 区立中学校統合の取り組みの経緯

教育委員会では、区立中学校適正規模等検討委員会からの中学校の適正規模・適正配置を求める答申（平成 13 年 12 月）を踏まえ、平成 15 年 2 月に策定した中期間の学校教育施策である「めぐろ学校教育プラン」の中で、学校の活力を生み出す条件と仕組みの整備という観点から、区立中学校の学校規模については 11 学級以上を望ましいものとし、その実現を図っていく旨を明らかにしました。

この考え方を踏まえ、平成 15 年 9 月に区立中学校の統合方針として「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」を策定し、当時の第二中学校、第五中学校、第六中学校の 3 校統合を優先して行う方針を示し、この方針に基づき、3 校の統合を進め、平成 18 年 4 月に旧第六中学校の校地で目黒中央中学校を開校しました。その後、平成 20 年 4 月には旧第五中学校跡地に完成した新校舎へ移転し、新たな環境のもとで新校の教育計画に基づいた様々な教育活動を展開しています。

平成 22 年度には、目黒中央中学校が新校舎に移転して 3 年目を迎えることから、統合の効果等を検証することとし、平成 23 年 2 月に目黒中央中学校統合評価委員会において目黒区立目黒中央中学校統合評価報告書を取りまとめました。

教育委員会では、この統合評価結果を参考にしながら、さらなる区立中学校の魅力づくりに向けて、現行の「めぐろ学校教育プラン」（平成 22 年 3 月改定）に掲げている区立中学校の適正規模・適正配置の推進を図るため、区立中学校の統合を進めることとし、統合方針の改定に向けて検討を進めてきました。

2 区立中学校の現状

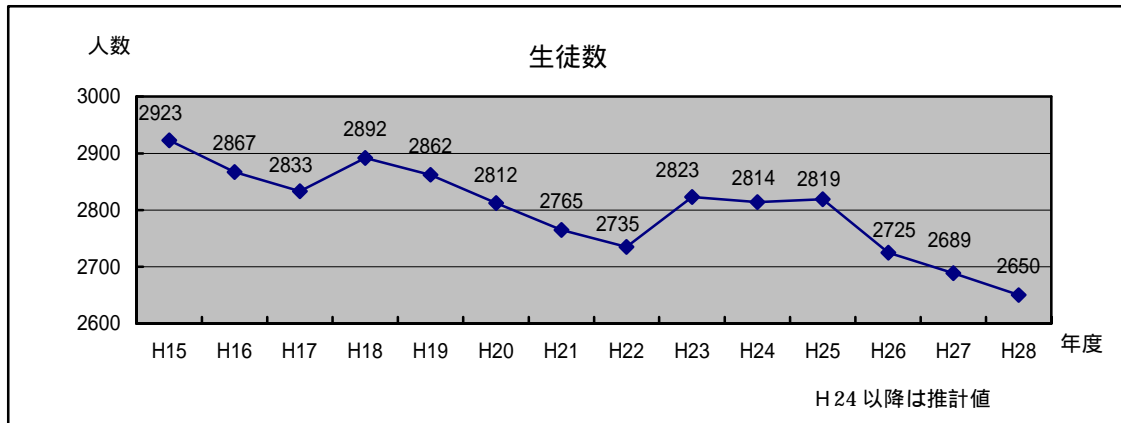
現在の区立中学校の生徒数は、昭和 37 年度をピークとして、当時の 14,356 人が平成 23 年度（5 月 1 日現在）には、2,823 人となっています。平成 23 年度は、平成 22 年度より 88 人増加していますが、区立中学校の統合方針を策定した平成 15 年度当時の 2,923 人より 100 人減少しています。

平成 23 年度東京都教育人口等推計では、平成 25 年度までは 2,800 人台を維持しますが、平成 26 年度以降は減少に転じ、平成 27 年度では 2,689 人となり、平成 23 年度より 134 人の減となっています（P2 の図 1 参照）。

平成 23 年度の学級数（全学年合計）は、10 校中 4 校が 6 学級の学校規模となっており、この状況は平成 27 年度でも変わりません。平成 15 年度当時の学級数は 12 校中 5 校が 6 学級以下（うち 1 校は全学年単学級）でしたので、区立中学校の小規模化の傾向はその当時の状況と大きくは変わっていません。

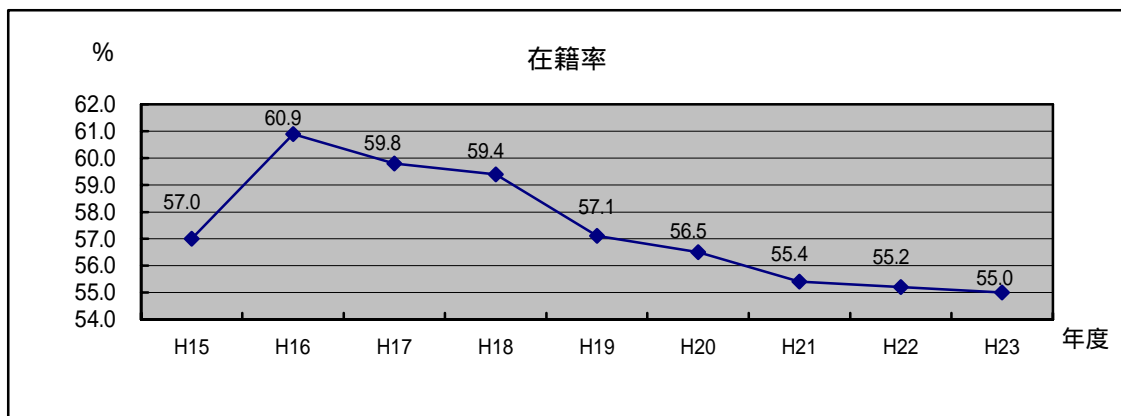
また、在籍率は、平成 16 年度以降、低下を続けており、最近 3 カ年は 55% 台で推移しています（P2 の図 2 参照）。

図1 生徒数の推移



(平成23年度東京都教育人口等推計による)

図2 在籍率の推移



3 区立中学校の適正規模化の必要性

区立中学校の統合方針を定めた平成15年度当時との比較でも、生徒数及び在籍率は下がっており、区立中学校の小規模化の進行には歯止めがかかっていません。

区立中学校の小規模化は、平成15年度の統合方針の中で述べているとおり、活力ある学習活動や部活動の展開に制約を生み、学習集団が固定化したり、集団活動を通じた人間関係の広がりが十分とはいえなくなるなど、教育活動において、さまざまな影響が生じてきます。

大人への過渡期にある中学生にとっては、他の生徒や教員との豊かで多様な人間関係の中で、自分の考えを見直したり深めたりしながら、他人を思いやる心や自己の考えを実現できる能力をはぐくみ、「生きる力」を身につけていくことが極めて大切であり、充実した教育環境の整備に向けて、区立中学校の適正規模化がより急がれる状況にあります。

4 統合にあたっての基本的な考え方

教育委員会では、さらなる区立中学校の魅力づくりに向けて、「めぐろ学校教育プラン」（平成 22 年 3 月改定）において、区立中学校の適正規模・適正配置の推進を掲げ、区立中学校の統合を進めることとしています。

統合の実施にあたっては、学校規模の状況が平成 15 年度当時と大きくは変わっていないことから、同年度に策定した区立中学校の統合方針「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」の考え方を継承して進めていきます。

(1) 従来の方針を継承する主な内容

- ア 望ましい学校規模の考え方（学級数で 11 学級以上、生徒数で 300 人を超える学校規模が望ましいと考えます。）
- イ 望ましい学校規模と想定される学校数（北部・東部・中央・南部・西部の各地区に少なくとも 1 校の配置を基本とし、東部地区の 2 校を 1 校に、南部・西部地区の 4 校を 2 校程度に統合し、中学校数を 7 校程度と想定します。）
- ウ 東部・中央地区における統合の実施（東部・中央地区における統合を優先して行うこととした従来の方針に沿って、引き続き東部・中央地区の中学校統合を進めます。）

(2) 新たに変更・追加する主な内容

- ア 校舎の大規模改修・改築時に捉われない統合の推進（中学校の適正規模化がより急がれる状況にあることから、校舎の大規模改修・改築時に捉われることなく既存校舎を活用しながら統合を進めていきます。）
- イ 南部・西部地区における統合の方向性（南部・西部地区において統合の対象となっている 4 校の具体的な統合実施策の策定に向けて検討を進めていきます。）

5 統合にあたっての留意事項

平成 18 年 4 月に目黒区で初めての統合校として開校した目黒中央中学校では、生徒数の増加により学校行事や部活動の多彩な取り組みが増え、集団活動の活性化が図られるなど、望ましい学校規模を生かした活力ある教育活動が展開されています。

平成 22 年度の学校評価アンケート結果を見ると、「学校全体の雰囲気」と「生徒の学校生活」の項目で、特に生徒と保護者のポイントが高く、全般的に各項目とも生徒・保護者・地域の方々から肯定的に捉えられています。また、新校舎に移転した平成 20 年度との比較でも、各項目のポイントは概ね上昇しています(P4 の表 1 参照)。

目黒中央中学校の統合評価報告書（平成 23 年 2 月）では、多くの統合による成果が報告されるとともに、今後の統合にあたっての配慮事項として、統合する中学校間や通学区域内の小学校との交流活動の推進、保護者や地域住民への十分な情報提供といった事項が示されました。

教育委員会では、前回の統合時と同様に、これらの点に留意して新たな統合を進めていきます。

表1 学校評価アンケート結果

表1-1 平成22年度学校評価アンケート結果（抜粋）

項 目	結 果（肯定的評価の割合）
学校全体の雰囲気	生徒・86% 保護者・93% 地域・77% 教職員・100%
生徒の学校生活	生徒・90% 保護者・88% 地域・70% 教職員・100%
学習指導の工夫	生徒・72% 保護者・68% 地域・85% 教職員・100%
学校行事・部活動の充実	生徒・79% 保護者・79% 地域・85% 教職員・90%
地域や家庭との連携	保護者・69% 地域・60% 教職員・89%

表1-2 平成20年度学校評価アンケート結果（抜粋）

項 目	結 果（肯定的評価の割合）
学校全体の雰囲気	生徒・75% 保護者・87% 地域・75% 教職員・89%
生徒の学校生活	生徒・85% 保護者・81% 地域・70% 教職員・82%
学習指導の工夫	生徒・61% 保護者・54% 地域・85% 教職員・85%
学校行事・部活動の充実	生徒・69% 保護者・77% 地域・85% 教職員・96%
地域や家庭との連携	保護者・68% 地域・60% 教職員・85%

第1 望ましい規模の区立中学校の実現に向けた全体方針

この全体方針は、望ましい規模の区立中学校の実現を図っていくにあたっての、新たな区立中学校の統合に向けた基本的な考え方を示すものです。

1 望ましい学校規模について

(1) 望ましい学校規模の考え方

区立中学校については、学級数で11学級以上、生徒数で300人を超える学校規模が望ましいと考えます。

1校について11学級という規模は、1学年につき3学級(生徒数81人~120人)ないし4学級(生徒数121人~160人)になり(学級編制は都の学級編制基準による)生徒数は学校全体で最低でも300人を超えるものになります。

現行制度上、11学級の学校には20人の正規教職員が配置されることになり、16人(校長・副校長・養護教諭・事務職員を除く)の正規教員を5教科(国語・社会・数学・理科・英語)で各2人、音楽・美術・技術・家庭・体育(男)・体育(女)で各1人配置できることになります。このことは、多様な教育内容の提供や、一人の生徒に対する異なった視点からの評価などを可能にするほか、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、教員の校務負担を分散できるという効果ももたらします。

したがって、11学級以上という学校規模は、活力ある学習活動を展開し、集団の中で豊かな人間関係をはぐくみ、充実した学習・指導体制を整えるために求められる生徒数と教員数を確保できる望ましい学校規模であると考えます。また、望ましい学校規模の実現を図るにあたっては、18学級を学校規模の上限として、それを超える大規模校が生まれることは避けるよう留意します。

なお、国は現在、公立小・中学校の学級編制標準の見直しを進めており、平成23年度に小学校第一学年の標準が40人から35人に引き下げられましたが、中学校については未定です。

(2) 望ましい学校規模と想定学校数

望ましい学校規模の考え方に基づいて、区立中学校の学校数を想定すると、7校程度になります。

望ましい学校規模の考え方に照らして、現在の区立中学校10校の学校規模(平成23年5月1日現在)を見ると、東山中学校と目黒中央中学校の2校が学級数で11学級以上、生徒数で300人を超える学校規模となっています。また、第十中学校は、10学級ですが、生徒数については300人を超えており、望ましい生徒数を満たしていません。

その他の学校は、いずれも望ましい学校規模としての学級数、生徒数を満たしていない状況となっています。(P6の表2参照)

区立中学校の統合にあたっては、生徒の通学距離に配慮する必要があり、また、中学校は地域性を踏まえた学校運営を推進していくという役割を持つことから、北部・東部・中央・南部・西部の各地区に少なくとも1校配置することが基本と考えています。加えて地区の状況、統合による学校規模の大きさなどを考慮すると東部地区2校（第三中学校・第四中学校）を1校に、南部・西部地区4校（第七中学校・第八中学校・第九中学校・第十中学校）を2校程度に統合することが望ましいと考えます。



したがって、想定される学校数は第一中学校（北部地区）・東山中学校（北部地区）・目黒中央中学校（中央地区）・第十中学校（西部地区）の4校を加えると7校程度になります。

なお、望ましい学校規模の中学校を実現していくには、今後、長期にわたる期間が必要であり、その間の生徒数の変動や、学校教育に関する諸制度の改革の進展の度合いなど予測し難い要素もあることから、現時点における想定学校数は変動する可能性があります。

表2 区立中学校の生徒数と学級数（学校基本調査 / 平成23年5月1日現在）

学校名	生徒数（普通学級）				普通学級数			
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
第一中	46	45	52	143	2	2	2	6
第三中	56	58	46	160	2	2	2	6
第四中	89	81	71	241	3	3	2	8
第七中	56	69	68	193	2	2	2	6
第八中	84	70	96	250	3	2	3	8
第九中	87	75	75	237	3	2	2	7
第十中	114	112	131	357	3	3	4	10
第十一中	76	67	54	197	2	2	2	6
東山中	190	198	176	564	5	5	5	15
目黒中央中	143	139	151	433	4	4	4	12
合計	941	914	920	2,775	29	27	28	84

2 望ましい学校規模の実現方法について

区立中学校の望ましい学校規模の実現は、隣接する学校を対象として、統合することによって進めていきます。

統合は、対象校を廃止して1校を新設する方式で進めます。

3 今後の統合の実施について

東部・中央地区の中学校の統合を、引き続き実施します。南部・西部地区の中学校の統合については、今後、検討を進め、具体的な統合実施策を策定していきます。

区立中学校の小規模化傾向が続いていることから、適正規模化がより急がれる状況にあります。そこで、平成15年9月策定の「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」において、中学校の統合は「校舎の大規模改修・改築時に合わせて順次検討し、実現していく」こととしていましたが、今後は校舎の大規模改修・改築時に捉わられることなく、既存校舎を活用しながら統合を進めていきます。

4 統合によって新設する中学校について

(1) 新設中学校の学校づくりの進め方

新設中学校の学校づくりを進めるにあたっては、対象校の学校関係者、保護者、地域の方々等による協議組織を設置して、開校に向けて必要な基本的事項について協議をしていきます。

(2) 新設中学校の学校像

新設中学校は、望ましい学校規模を生かした「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」を目指します。

その基本となるのは、次のような学校像です。

生徒の誰もが楽しく学び、一人ひとりの生徒に応じた多様な授業展開によって、生きる力をはぐくむことができる魅力ある学校

生徒たちと教職員が、豊かな人間関係の中で、ともに生き生きと活動できる活力にあふれる学校

地域に開かれ、家庭や地域との多岐にわたる連携・協力を推進し、生徒・保護者・地域から信頼される学校

(3) 新設中学校の位置

新設中学校の位置は、統合する学校間の規模の大小ではなく、統合後の通学区域における合理的位置や校地・校舎等の条件を勘案して決定します。

(4) 新設中学校の通学区域

新設中学校の通学区域は、原則として統合する各校の通学区域を合わせたものとなりますが、学校・保護者・地域の方々の意向を十分に考慮し、必要に応じて通学区域の一部変更、調整区域の設定等を行うものとします。

通学区域の設定にあたっては、通学区域の広がりには配慮し、生徒の安全対策(交通・防犯・防災等)に留意して設定を行っていきます。

(5) 新設中学校の校地

新設中学校の校地は、原則として既存の中学校の校地を活用していくこととします。

新設中学校の運動場面積が、中学校設置基準(平成19年12月25日文科省令第40号)の規定に満たない状況が生じないように努め、必要に応じて検討していくものとします。

(6) 新設中学校の施設整備

新設中学校の施設は、時代に即した多様な学習形態に対応できる学習環境づくりを基本に、整備を図っていきます。

(7) 新設中学校の校名

新設中学校の校名は、新たに定めることとします。

第2 東部・中央地区の統合の具体策

この具体策は、全体方針に基づいて行う東部・中央地区の統合の内容を示すものです。

1 具体的な統合策

東部・中央地区において、第三中学校と第四中学校の2校統合を実施することとします（別紙「第三中学校と第四中学校の統合に関する考え方」参照）。

第三中学校・第四中学校の平成27年度の統合によって、学級数で12学級、生徒数で380人（平成23年度東京都教育人口等推計による平成27年度の推計値）の学校規模となる中学校が実現します。

2 新設中学校の目指すもの

新設中学校は、「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」を目指すことを基本に、第三中学校・第四中学校の2校の伝統や校風、地域特性などを踏まえながら、学校関係者、保護者、地域の方々等による協議を通じて進めていきます。

その際、次のような視点から、望ましい学校規模を生かした新しい学校の姿を築くようにします。

基礎・基本の充実と特色ある教育課程の編成

豊かな情操の涵養と切磋琢磨する人間関係の醸成

生徒の個性に応じた進路指導の充実と部活動の充実

特別支援学級（知的障害学級・肢体不自由学級）の生徒一人ひとりの教育的ニーズに応えた指導体制の確立

国際理解教育の振興

関係小学校や地域との緊密な連携を基盤とした教育活動の実施

新設中学校の「学校像」については、早期の策定に努め、学校選択や進路の決定に生かされるよう関係の小学校保護者、中学校保護者に周知していきます。

3 統合移行期間中の留意事項

第三中学校・第四中学校の生徒の皆さんが、安心して実りある学校生活を送れるよう、配慮をしていきます。

移行期間中については、生徒数・学級数の減少が生じても各校を存続させることを基本とし、学習・生活環境の維持向上に引き続き努めていきます。学級数の減少があった場合でも十分な教員配置がなされるよう、関係機関への働きかけや区費による補助教員の配置などの区独自の対応を図っていきます。

統合を円滑に実施するという観点からは、生徒たちが親近感と一体感を持って学校生活を送ることができるよう統合該当校間の合同による学校行事や部活動などの交流を進めます。具体的な交流内容としては、合同の集会を設けて学校紹介をしたり、

宿泊行事を同時に実施して交流日を設けたり、それぞれの学校行事に相互に参加したりするなどの交流が考えられます。

また、生徒の皆さんに移行期間を不安なく過ごしてもらうためのスクールカウンセラーの十分な配置など、さまざまな対応をしていきたいと考えています。

4 新設中学校の実現に向けたスケジュール

第三中学校・第四中学校の2校統合は、平成27年4月に新設中学校での授業を開始することを目標に進めます。

なお、取り組みにあたっては、目黒中央中学校統合評価報告書（平成23年2月）で示された「今後の統合にあたっての配慮事項」に留意しながら進めていきます。

【今後のスケジュール】

平成24年度	
協議組織等の設置と課題の協議・検討	<p>平成24年度の早い時期に新設中学校の開校に向けた協議組織（構成員は学校関係者、保護者、地域の方々等）を設けるとともに、2校合同による統合準備組織（構成員は2校の教員等）を置き、新設中学校の開校に向けて、必要な事項の協議・検討を開始します。</p> <p>協議組織（学校関係者、保護者、地域の方々等で構成） 新設中学校の基本的な事項（学校の位置、通学区域、校名等）について、協議します。新設中学校の位置については、他の項目に先立って協議します。以降、通学区域、校名の選定方法等について順次協議をしていきます。併せて、校章・校旗、校歌、標準服の検討に向けた課題整理等を行っていきます。</p> <p>統合準備組織（教員等で構成） 新設中学校の実務的な事項（教育目標、既存校舎の整備内容等）について、検討します。新設中学校の教育課程や学校組織についての課題整理等を行うとともに、移行期間中の学校行事、部活動等の交流内容等について検討していきます。</p>
整備方針の策定	<p>協議組織等による協議・検討結果に基づいて、整備方針(案)をまとめ、公表し、関係小・中学校の保護者をはじめとする区民の皆さんからご意見をいただいたうえで、整備方針を策定します。</p>

平成 25 年度	
整備方針に基づく基本的な取り組み	<p>協議組織・学校・教育委員会が連携して、整備方針に基づいて基本的な取り組みを進めます。</p> <p>新設中学校の校名を選定します。</p> <p>既存校舎を活用した整備に着手します。</p> <p>第三・第四中学校の生徒間の交流活動を開始します。</p> <p>第三・第四中学校の教員間で、教育課程編成や学習評価基準等について検討します。</p> <p>校章・校旗、校歌、標準服等について検討します。</p>
平成 26 年度	
整備方針に基づく開校準備	<p>引き続き、協議組織・学校・教育委員会が連携して、整備方針に基づいて開校準備を進めます。</p> <p>引き続き、既存校舎を活用した整備を進めます。</p> <p>引き続き、第三・第四中学校の生徒間の交流活動を進めます。</p> <p>新設中学校の教育計画を策定します。</p> <p>校章・校旗、校歌、標準服等を定めます。</p>
平成 27 年度	
新設中学校の開校	<p>平成 27 年 4 月を目標に、新設中学校での授業を開始します。</p>

第3 南部・西部地区の統合の方向性

全体方針に基づいて行う南部・西部地区の統合の方向性を示すものです。

1 具体的な統合策

南部・西部地区において、統合校の設置に向けた検討を進めていきます。

南部・西部地区において、統合の対象となっている4校(第七中学校・第八中学校・第九中学校・第十一中学校)は、いずれも望ましい規模の学級数、生徒数を満たしていない状況となっていることから、南部・西部地区の中学校に関する具体的な統合実施策の策定に向けて検討を進めていきます。

2 南部・西部地区の統合に向けたスケジュール

南部・西部地区における統合については、平成25年度を目途に検討組織を設けて、統合に向けた必要な事項の協議・検討を開始し、平成27年度を目途に南部・西部地区における具体的な統合実施策を策定します。

【今後のスケジュール】

平成25年度～26年度	
統合に向けた検討組織等の設置と課題の協議・検討	平成25年度を目途に、南部・西部地区の4校(第七中学校・第八中学校・第九中学校・第十一中学校)を2校程度にするための統合に関する検討組織を設置し、統合校の設置に向けた検討を開始します。
平成27年度	
統合実施策の策定	平成27年度を目途に、南部・西部地区における具体的な統合実施策を策定します。
平成28年度以降	
統合実施策に基づいた統合の推進	新たな統合実施策に基づく統合対象校の統合に向けた具体的な取り組みを開始します。

第三中学校と第四中学校の統合に関する考え方

1 第三中学校と第四中学校の統合を実施する理由

区立中学校の統合にあたっては、区立中学校適正規模等検討委員会の答申（平成13年12月）で、早急な対応を要するとされた第二中学校と第六中学校に係る東部・中央地区における統合について、当時の中学校5校（第二・第三・第四・第五・第六中学校）を2校にするための統合校として、二つの案が提示されました（表1参照）。

教育委員会では、この二つの案について検討した結果、第二・第五・第六中学校の統合と第三・第四中学校の統合とする案を採用することとし、平成15年9月策定の「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」の中で、第二・第五・第六中学校の3校統合を優先して行う旨を示し、平成18年4月に目黒中央中学校を開校しました。

現在、統合の対象となっている東部地区の2校（第三・第四中学校）と南部・西部地区の4校（第七・第八・第九・第十一中学校）は、いずれも学級数、生徒数とも望ましい学校規模（11学級以上、生徒数300人の学校規模）を満たしていない状況で、平成15年度当時の状況と変わっていません。

統合の対象となっている学校の中では、平成23年度東京都教育人口等推計（平成24年度～28年度の推計）によると、第三中学校が最も学校規模の小さい区立中学校となっています（次ページの表2参照）。

このような状況を踏まえ、引き続き、東部・中央地区における統合を行うこととし、第三中学校と第四中学校の統合を実施します。

第三中学校と第四中学校の平成27年度の統合によって、普通学級の生徒数は380人となり、12学級の規模の学校が実現します（次ページの表3参照）。

東部地区2校の統合により目黒中央中学校の開校後、懸案となっていた東部・中央地区の統合が完了することになります。

表1 区立中学校適正規模等検討委員会が示した二つの案(平成13年12月)

案番号	統合校	平成13年度 / 実数値		平成18年度 / 推計値	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数
1	第二中 + 第三中 + 第四中	633人	17学級	540人	15学級
	第五中 + 第六中	447人	12学級	363人	11学級
2	第二中 + 第五中 + 第六中	580人	15学級	469人	13学級
	第三中 + 第四中	500人	14学級	434人	12学級

（平成13年度は5月1日現在、平成18年度は平成13年度東京都教育人口等推計による。）

表2 統合の対象となっている区立中学校の生徒数と学級数の推計

学校名	H23.5.1		H24.5.1		H25.5.1		H26.5.1		H27.5.1		H28.5.1	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第三中	160	6	175	6	174	6	170	6	151	6	149	6
第四中	241	8	250	9	244	8	232	7	229	7	227	6
第七中	193	6	182	6	178	6	178	6	192	6	186	6
第八中	250	8	229	7	248	8	243	7	238	7	213	6
第九中	237	7	234	7	247	8	226	7	224	7	196	6
第十一中	197	6	210	6	210	6	205	6	216	6	224	6

(平成23年度東京都教育人口等推計による。)

表3 第三中学校と第四中学校の統合後の学校規模

学校名	1年		2年		3年		合計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第三中	42	2	54	2	55	2	151	6
第四中	81	3	76	2	72	2	229	7
統合新校	123	4	130	4	127	4	380	12

(平成23年度東京都教育人口等推計による平成27年度の推計値)

2 2校の現況

第三中学校、第四中学校の各校を学校規模の面から見ると、次のとおりです(生徒数・学級数は平成23年5月1日現在。在籍率は住民基本台帳上の人数から計算した数値(平成23年4月1日現在)で、区平均は55%。推計値は平成23年度東京都教育人口等推計による)。

(1) 第三中学校

第三中学校は、生徒数160人で6学級、ほかに知的障害学級(生徒数11人で2学級)が置かれています。住民基本台帳上の人数に照らした在籍率は、52%となっています。

統合を予定している平成23年度東京都教育人口等推計の平成27年度の推計値では、生徒数151人で6学級規模を持すると見込まれています。

通学区域は、田道小学校と下目黒小学校の全区域が、通学区域となっています。

(2) 第四中学校

第四中学校は、生徒数241人で8学級、ほかに肢体不自由学級(生徒数4人で1学級)が置かれています。住民基本台帳上の人数に照らした在籍率は、59%となっています。

統合を予定している平成23年度東京都教育人口等推計の平成27年度の推計値では、生徒数229人で7学級規模を持すると見込まれています。

通学区域は、不動小学校の全区域と油面小学校の一部の区域が通学区域となっています（一部は目黒中央中学校）。

図1 生徒数の推移

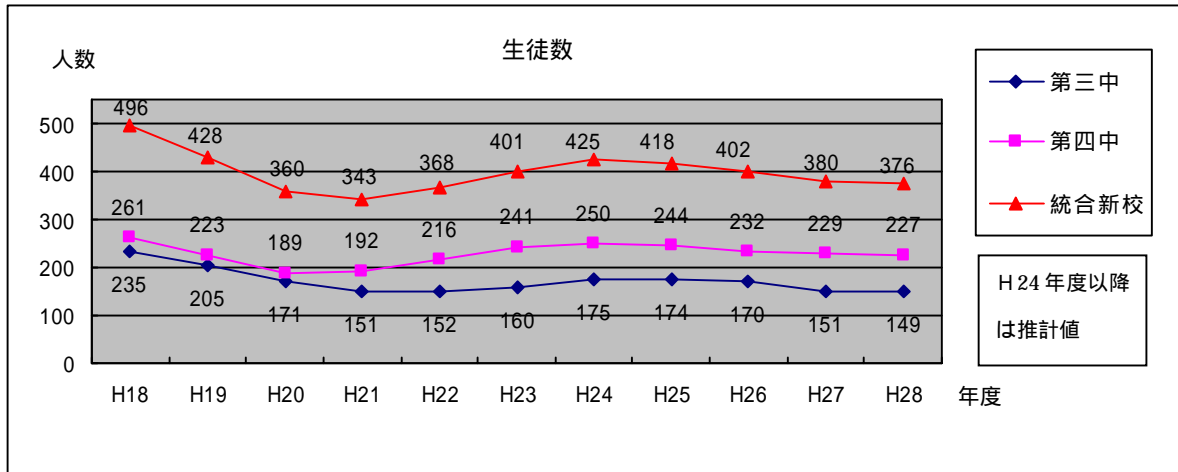


図2 在籍率の推移

